

令和5年度第2回滋賀県特定非営利活動法人指定委員会議事要旨

- I 日 時 令和5年12月4日(月)午前10時00分から午前11時00分
II 場 所 県庁北新館5D会議室
III 出席者 委 員 : 富塚会長、伊達委員、平山委員、南委員、森田委員
事務局 : 県民活動生活課長、県民活動・協働推進室長、課員3名

IV 議 事

- 1 開 会
- 2 議 事
特定非営利活動法人の指定に係る諮問案件の審議・答申
- 3 閉 会

V 審議経過

1 開 会

事務局の進行により開会。

委員総数5名全員が出席であり、同条例施行規則第19条第3項の規定により、会議が成立していることを事務局より報告。

2 議 事

知事からの諮問書を富塚会長あて交付。(代理 県民活動生活課長)

特定非営利活動法人の指定に係る諮問案件の審議について

令和5年11月2日付けおよび令和5年12月4日付けで諮問された、特定非営利活動法人の指定に係る審議を行った。

本審議は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定に係る指定の基準および手続きを定める条例第3条に掲げる事項の審議のため、当該審議に係る会議録および配布資料については、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領第8条第1項第1号の規定により非公開とする。

3 閉 会

事務局より、指定について今後の予定を案内。